

命 令 書

申立人 ジェイオール東海労働組合

被申立人 東海旅客鉄道株式会社

主 文

- 1 被申立人東海旅客鉄道株式会社は、申立人ジェイオール東海労働組合名古屋地方本部中津川運輸区分会の組合員に対し、ジェイオール東海労働組合からの脱退を慫慂することによって、同組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人東海旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、日本国有鉄道が昭和62年4月1日に分割・民営化された際、東海地方を中心に旅客鉄道輸送を営むこと等を目的として発足した株式会社であり、肩書地に本社及び東海鉄道事業本部を、東京都に新幹線鉄道事業本部を置いている。

東海鉄道事業本部は在来線の旅客輸送等を担当し、静岡市に支社が、津市と飯田市に各支店がある。また、同事業本部には非現業機関である管理部、運輸営業部、車両部、工務部の4つの部門と、現業機関である駅、車掌区、運転区、運輸区等がある。

なお、本件結審時の会社の従業員数は約22,600人である。

- (2) 申立人ジェイオール東海労働組合（以下「申立人組合」という。）は、東海旅客鉄道労働組合（以下「東海労組」という。）における内部対立を契機として平成3年8月11日に結成された労働組合で、会社の従業員によって組織されており、本件結審時の組合員数は約980人である。

なお、東海労組は、平成5年3月15日に東海鉄道産業労働組合と組織統一し、新たな東海旅客鉄道労働組合（以下「東海ユニオン」という。）を結成した。

- (3) 会社には、申立人組合及び東海ユニオンのほか、国鉄労働組合（以下「国労」という。）等の労働組合がある。

2 申立人組合と会社との労使関係

- (1) 申立人組合は、鉄道輸送における安全問題を労働組合の取り上げるべき最重要課題の一つとして位置づけ、とりわけ平成4年以降は「のぞみ号」の安全対策問題を取り上げて、会社の安全に対する姿勢を批判した。

更に、申立人組合は、平成6年以降はリニア開発の即時中止、品川新駅建設の見直しを会社に求める運動を展開した。

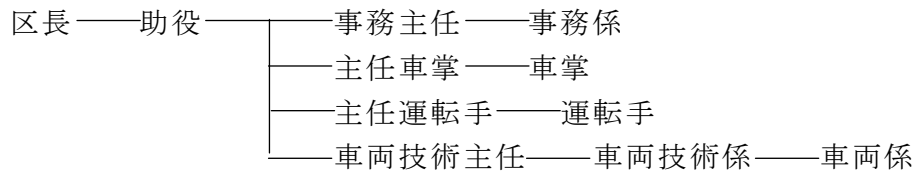
- (2) 申立人組合及びその組合員と会社との間には、本件申立時において、愛知県地方労働委員会平成3年（不）第5号事件を始めとして、地方労働委員会や裁判所に多くの事件が係属していた。

3 中津川運輸区の状況

(1) 中津川運輸区の概要

中津川運輸区（以下「運輸区」という。）は名古屋・塩尻間の中央本線の列車の運転、車掌等の業務を行う東海鉄道事業本部の現業機関であり、平成6年12月1日当時の運輸区の従業員数は161人であった。

運輸区には、区長のほか、助役、運転士、車掌等が配置され、その指揮命令系統は次のとおりである。



助役は約20名おり、そのうち担当を指定された助役は、その指定された担当に応じて首席助役、事務助役、指導助役、営業助役、運転助役、検修助役と呼ばれている。区長と助役は助役会を構成し、毎朝、9時半ころから区長室で業務打ち合わせを行っている。

(2) 中津川運輸区における労働組合の状況

運輸区には労働組合の組織として、申立人組合名古屋地方本部中津川運輸区分会（以下「分会」という。）のほか、東海ユニオン及び国労の下部組織があり、平成6年12月1日当時の組合員数は、分会24人、東海ユニオン133人、国労4人であった。

なお、分会は、申立人組合の結成に伴って、平成3年8月27日に結成されたものである。

4 X1に対するY1区長らの言動

- (1) 平成6年9月14日、会社主催の業務研究発表会が名古屋市内で開催された。

運輸区からは、Y1区長（以下「Y1区長」という。）の引率する発表グループのほかに、Y2首席助役（以下「Y2首席助役」という。）、Z1主任運転士（以下「Z1」という。）、Z2主任運転士、Z3運転士（以下「Z3」という。）及び分会の組合員であるX1運転士（以下「X1」という。）の5人が傍聴のため出張で参加した。

傍聴参加した5人は、名古屋発17時の「特急しなの号」で中津川への帰途だったが、その車中、Y2首席助役とX1の二人は、デッキで業務研究発表会の感想や趣味の魚釣りの話などをした。

- (2) 9月中旬ころ、Y1区長はX1に対して主任運転士への昇進試験のための面接練習を3回実施した。

面接練習は、Y 1 区長、Y 2 首席助役及びY 3 指導助役（以下「Y 3 指導助役」という。）により、部下の指導育成の一環として昇進試験資料に基づき実施されていた。

- (3) 9月21日、会社主催の応急処置競技会が神領電車区で開催され、運輸区からはX 1 とZ 3 が選手として参加した。

同競技会終了後、恵那市内の居酒屋で懇親会が開催され、Y 1 区長、Y 3 指導助役、Z 1、X 1、Z 3、申立人組合のX 2 組合員らが出席した。

- (4) 10月14日、朝礼の際、Y 1 区長は応急処置競技会で敢闘賞を取ったX 1 の表彰を行い、賞状を手渡した。

朝礼終了後、X 1 は区長室でY 1 区長に受賞の礼を述べた。

- (5) 10月21日、X 1 は平成6年度の昇進試験に合格した。
(6) 10月28日、X 1 は10月27日付けの申立人組合からの脱退届けをX 3 分会執行委員長（以下「X 3 分会長」という。）に提出した。
(7) 11月1日、X 1 は東海ユニオンに加入した。

5 X 4 に対するY 1 区長らの言動

- (1) 会社はリーダー研修制度を平成5年度から発足させた。この制度は、若手の従業員の中から受講希望者を募集し、第1次の筆記試験、第2次の所属の面接試験、更に本社の面接試験によって選抜し、技術、専門両分野にわたる高度な研修を実施して、将来の管理者候補を育成しようというものである。

平成6年度のリーダー研修試験には、運輸区からはX 4 運転士（以下「X 4」という。）を始めとする7人が受験し、そのうちの二人が第1次試験に合格したが、X 4 は合格しなかった。

第2次試験が終わった平成6年7月下旬、Y 1 区長は受験者全員に手紙を郵送した。

この手紙には「『リーダー研修試験』ご苦労さまでした。当区では2名が一次試験に合格し、二次試験では1名が合格し残念ながら1名は不合格となりました。二次で不合格となった1名は来年はもう受験資格はありませんが、リーダー研修試験一次合格を誇りにこれからも頑張ってもらいたい。他の不合格となったものは、まだチャンスがある。これからも勉強会等を行って一緒に勉強し頑張ろう」と記されていた。

なお、X 4 は分会の青年婦人部長であった。

- (2) 8月18日午前11時ころ、X 4 は当直助役から区長室に行くように言われた。

X 4 が区長室に行くと、Y 1 区長は「おお、来たか」「X 4 君たち若い者に、これから頑張って運輸区を背負ってってもらわなければいかん」と言い「これは区長としてではなくY 1 個人としてだ」と言って、手紙を手渡した。

この手紙には「X 4 君にお願い」と題して「やがて君たちの時代が来

る。堂々と胸をはって俺について来いと言える職場のリーダーとなれ、君には必ずそれが出来る。ただやる気を起こすかどうかだけである。34歳までもう限られた時間だ。あと3回の挑戦は決して余裕あるものではない。もう時間がわずかである。たった一度の人生を悔いなく生き抜くために立ち上がって欲しい。明日のより素晴らしい中津川運輸区を築くために」と記されていた。

- (3) 9月16日午後1時ころ、X4は当直助役から区長室に行くように言われた。

区長室にはY1区長とY2首席助役がおり、同人らはX4に対して午後3時ころまで主任運転士への昇進試験のための面接練習を実施した。

その中で、Y2首席助役はX4に対して「40代でこうありたいなら自分が今どうすべきか考えなければいけない。私の同期でも組合の役員をやっている者もいる。組合で生きていくなら別だが、そうでなければ考えた方がよい」と言った。

- (4) 9月24日、午後2時半ころから約2時間、区長室でY2首席助役とY3指導助役がX4に対して昇進試験のための面接練習を実施した。

その中で、Y2首席助役はX4に対して「動労の助士廃止でもっと会社と歩み寄り、話し合いをしていれば現在の運転士の待遇はもっと良いものになっていたと私は思う。反対、反対ばかりでは良くない」「私は多治見機関区時代、動労青年部で頑張っていたが、現在では首席助役をしている。現在頑張れば、それ以前のことは会社は問わない」と言った。

- (5) 12月16日の昼過ぎ、X5分会執行副委員長（以下「X5副分会長」という。）は区長室に行き、Y1区長に、同区長がX1やX4に脱退懲遡を働いているとして抗議した後「分会として労働委員会に提訴することを決定したぞ」と言った。

これに対して、Y1区長は「なんとか話しあいで、なんとかならないか」と言い、X5副分会長が「もう時間がないから話し合いはできない。できるのは、区長が『今後このようなことは一切しない』と一筆書いて謝罪することだ。そうすれば分会三役が責任を持って提訴をとりやめてもいい」と言う。「形に残るものは書けない。そんなことをしたら俺の首が飛ぶからそれはできない」と答え、謝罪文を書け、書けないというやりとりが数回繰り返された。

- (6) X4は、平成7年2月7日の本件審査事件の第1回調査期日に申立人補佐人として出席したが、それ以降出席しなくなり、その後、平成8年1月25日に申立人組合を脱退した。

6 組合掲示物をめぐるY1区長らの言動

- (1) 平成6年10月27日、分会は「声明」と題する以下のような内容の掲示物（以下「本件掲示物」という。）を分会の掲示板に掲出した。

声 明

中津川運輸区管理者による不当労働行為の全容が明らかとなった。

業務研究発表会(9/14)当日に於いて、数度の面接試験練習の場で、あるいは助役会の席上で、応急処置競技会打ち上げの酒席で、更に管理者自から加入・脱退届の用紙を手を持って、区長が首席助役が、そして他の多くの助役たちが、あらゆる機会を通じて、自尊心をくすぐり、将来への不安を煽り、「転勤」の脅しをかける等々……従来にも増して陰湿にして巧妙なキタナイ手口をもって不当労働行為を働き、分会組織の破壊を行ってきた。

『不当労働行為で上げられぬよう気を付けてやる必要がある』と述べたある管理者の言葉を裏付けるように、一様にあからさまな表現を避け、ことば巧みにそゝのかしを行い、現場長自からが陣頭指揮に立ってきたその全ての言動を我々は掌握している。

どのように言葉を選んで用いようとも、どのような理由づけをしようとも管理者が労働組合に介入し、脱退を促す行為は全て不当労働行為である。管理者との間の20歳以上もの年齢差を考えるならば、「赤子の手をひねる」も同然のこのような行為は、社会通年上に於いても到底許されることではない。恥をしるべきである。

我々は過去に行われた不当労働行為に対し、管理者の猛省を促してきた処である。しかるに、2度ならず3度までも違法と承知の上で法を犯す者を「管理者」として認めることはできない。明るく働らきやすい職場を創る為にもこの様な行為を断じて許すものではない。

我々は、我々の忠告に対し反省の色を見せることもなく、今なお不法行為を続ける中津川運輸区管理者の実態を社会的に明らかにしていくこととする。と同時に、今回の組織破壊攻撃に関わった全ての管理者に対し、組合員一丸となって大きな怒りをもって追求行動を展開し、その責任を問うものである。

以上

J R 東海労中津川運輸区分会

- (2) 10月31日午後5時ころ、X3分会長はY4助役から区長室に行くように言われた。

区長室にはY1区長とY2首席助役がおり、X3分会長が入っていくと、Y1区長は「掲示の件だが、外してくれないか」と言った。X3分会長が「どの掲示ですか」と尋ねると、Y2首席助役が「一番右側の掲示だ」と答えた。X3分会長は『『声明』のことですか。そんな話を聞く耳は持たない』と言い、つづいて「理由は。どこがどのように悪いのか」と質問した。Y1区長は「掲示の内容が事実無根であり、かつ管理者に対する誹謗に当たる。労働協約に定める掲示内容の規定に反する」と説明した。X3分会長は「協約に触れるようなことは何もない。全て事実を書いたのみだ」と言い、最後に「いずれにしても、あの掲示を勝手に外すことは許さない。もし手をかけたなら、もっと大きな問題になることを心すべきだ」と言って退室した。

- (3) 本件掲示物はその後も掲出されつづけ、11月中旬ころ、分会によって別の掲示物に張り替えられた。

第2 判断及び法律上の根拠

1 X 1 に対する Y 1 区長らの言動について

申立人は、会社の意を受けた Y 1 区長らが X 1 に対して執拗に申立人組合からの脱退を懇請し、同人を申立人組合から脱退させたと主張する。

これに対して、被申立人は、申立人の主張はいずれも事実と反するものであり、Y 1 区長らが X 1 に対して申立人組合からの脱退を懇請した事実はないと主張する。

そこで、以下、順次検討する。

- (1) 申立人は、Y 2 首席助役が、平成 6 年 9 月 14 日、会社主催の業務研究発表会に出席した X 1 に対して、帰りの「特急しなの号」のデッキで申立人組合からの脱退を懇請したと主張する。

第 1、4、(1)で認定したとおり、9 月 14 日の会社主催の業務研究発表会の帰りに、Y 2 首席助役と X 1 の二人が、「特急しなの号」のデッキで業務研究発表会の感想や趣味の魚釣りの話などをしたことは認められるが、同助役が X 1 に対して申立人組合からの脱退を懇請したことを認めるにたる疎明はなく、申立人の主張は採用できない。

- (2) 申立人は、Y 1 区長が、平成 6 年 9 月中旬ころ、昇進試験の面接練習を X 1 に対して 3 回行い、その中で申立人組合からの脱退を懇請したと主張する。

第 1、4、(2)で認定したとおり、9 月中旬ころ、Y 1 区長が X 1 に対して主任運転士への昇進試験のための面接練習を 3 回実施したことは認められるが、この面接練習の中で、同区長が X 1 に対して申立人組合からの脱退を懇請したことを認めるに足る疎明はなく、申立人の主張は採用できない。

- (3) 申立人は、Y 1 区長が、平成 6 年 9 月中旬ころの助役会において、助役らに対し X 1 への申立人組合からの脱退懇請を指示したと主張する。

第 1、3、(1)で認定したとおり、運輸区では、区長と助役が助役会を構成し、毎朝、9 時半ころから区長室で業務打合せを行っていることが認められる。

しかしながら、Y 1 区長が、9 月中旬ころの助役会において、助役らに対し X 1 への申立人組合からの脱退懇請を指示したことを認めるに足る疎明はなく、申立人の主張は採用できない。

- (4) 申立人は、Y 1 区長が、平成 6 年 9 月 21 日、会社主催の応急処置競技会終了後、恵那市内で開催された「ご苦労さん会」で X 1 に対して再三にわたり脱退を懇請したと主張する。

第 1、4、(3)で認定したとおり、9 月 21 日の応急処置競技会終了後、恵那市内の居酒屋で懇親会が開催され、Y 1 区長、Y 3 指導役、Z 1、X 1、Z 3、申立人組合の X 2 組合員らが出席したことは認められるが、

この懇親会で、Y 1 区長が X 1 に対して申立人組合からの脱退を懲慥したことは認めるに足る疎明はなく、申立人の主張は採用できない。

- (5) 申立人は、Y 1 区長が、平成 6 年 10 月 14 日、X 1 を区長室に呼び出し、昇進による利益誘導で申立人組合からの脱退を懲慥したと主張する。

第 1、4、(4)で認定したとおり、Y 1 区長が 10 月 14 日の朝礼の際、応急処置競技会で敢闘賞を取った X 1 の表彰を行い、賞状を手渡したこと及び朝礼終了後、X 1 が区長室で Y 1 区長に受賞の礼を述べたことは認められるが、同区長が区長室で X 1 に対して申立人組合からの脱退を懲慥したことを認めるに足る疎明はなく、申立人の主張は採用できない。

- (6) そのほか、申立人は、平成 6 年 9 月 23 日ごろ、運輸区塩尻派出の Y 5 助役が中津川市内の喫茶店で、また、同年 10 月 22 日、Y 6 助役が運輸区の乗務員室で、それぞれ X 1 に対して申立人組合からの脱退を懲慥したと主張するが、これらを認めるに足る疎明はなく、申立人の主張は採用できない。

2 X 4 に対する Y 1 区長らの言動について

申立人は、会社の意を受けた Y 1 区長らが X 4 に対して再三にわたり申立人組合からの脱退を懲慥したと主張する。

これらに対して、被申立人は、申立人が主張するような脱退懲慥の事実はないと主張する。

そこで、以下、順次検討する。

- (1) 申立人は、Y 1 区長が、平成 6 年 7 月下旬、リーダー研修試験を受験した X 4 に対して、申立人組合からの脱退を懲慥する内容の手紙を送ったと主張する。

第 1、5、(1)で認定したとおり、7 月下旬に Y 1 区長が、リーダー研修試験を受験した X 4 を含む 7 人全員に「当区では 2 名が一時試験に合格し、二次試験では 1 名が合格し残念ながら 1 名は不合格となりました。」「これからも勉強会等を行って一緒に勉強し頑張ろう」等と記された内容の手紙を郵送したことが認められる。

しかしながら、この手紙は運輸区における試験の結果と今後とも頑張ってもらいたい旨を記載したものであり、これをもって同区長が X 4 に対して申立人組合からの脱退を懲慥したとみることはできず、申立人の主張は採用できない。

- (2) 申立人は、Y 1 区長が、平成 6 年 8 月 18 日、区長室で X 4 に申立人組合からの脱退を懲慥する内容の手紙を渡したと主張する。

第 1、5、(2)で認定したとおり、Y 1 区長が、8 月 18 日午前 11 時ころ、区長室で X 4 に「X 4 君にお願い」と題した「やがて君たちの時代が来る。堂々と胸をはって俺についてこいと言える職場のリーダーとなれ。君に必ずそれが出来る」等と記された内容の手紙を手渡したことが認められる。

しかしながら、この手紙は、その内容から、第 1、5、(1)で認定した

リーダー研修試験の第1次試験に不合格となったX4らの興奮を促すためのものとみるのが相当であり、同区長がX4に対して申立人組合からの脱退を懲憑する内容のものとみることはできず、申立人の主張は採用できない。

- (3) 申立人は、Y1区長及びY2首席助役が、平成6年9月16日、X4に対して面接練習を行った際、Y2首席助役はX4に対して申立人組合からの脱退を懲憑したと主張する。

これに対して、被申立人は、申立人が主張するよう脱退懲憑の事実はないと主張する。

第1、5、(3)で認定したとおり、9月16日午後1時ころから午後3時ころまで、Y1区長とY2首席助役がX4に対して主任運転士への昇進試験のための面接練習を実施し、その中で、Y2首席助役が「40代でこうありたいなら自分が今どうすべきか考えなければいけない。私の同期でも組合の役員をやっている者もいる。組合で生きて行くなれば別だが、そうでなければ考えた方がよい」と発言したことが認められる。

このY2首席助役の発言は、昇進試験の面接練習の場でおこなわれたことを踏まえると、申立人組合にとどまることは昇進において不利益となることを示し、X4に対して申立人組合からの脱退を懲憑したものとみるのが相当である。

また、面接練習が部下の指導育成の一環として実施されていたことは、第1、4、(2)で認定したとおりであるが、一般的に部下の指導育成が管理監督者の職務の一部とされていることから考えると、Y2首席助役の発言は職務遂行の過程で行われたものとみるのが相当であり、会社は同人の発言についてその責を免れるものではない。

よって、平成6年9月16日のY2首席助役のX4に対する発言は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

- (4) 申立人は、Y2首席助役が、平成6年9月24日に行われた面接練習の中で、X4に対して申立人組合からの脱退を懲憑したと主張する。

これに対して、被申立人は、申立人が主張するような脱退懲憑の事実はないと主張する。

第1、5、(4)認定したとおり、9月24日午後2時半ころから約2時間、区長室でY2首席助役とY3指導助役がX4に対して昇進試験のための面接練習を実施し、その中で、Y2首席助役が「動労の助士廃止でもっと会社と歩み寄り、話し合いをしていけば現在の運転士の待遇はもっと良いものになっていたと私は思う。反対、反対ばかりでは良くない」「私は多治見機関区時代、動労青年部で頑張っていたが、現在では首席助役をしている。現在頑張れば、それ以前のことは会社は問わない」と発言したことが認められる。

このY2首席助役の発言は、経営施策の反対の立場をとっていた動労を批判し、同人自身かつて動労に所属していたにもかかわらず、現在は

首席助役に昇進していることなどを述べたものであるが、第1、2、(1)で認定したとおり、申立人組合が「のぞみ号」の安全対策問題を取り上げて、会社の安全に対する姿勢を批判していたこと及びリニア開発の即時中止、品川新駅建設の見直しを会社に求める運動を展開していたことを併せ考えると、これは、会社に批判的な組合に所属していなければ昇進の道が開ける旨をほのめかし、もって申立人組合からの脱退を慫慂する発言とみるのが相当である。

そして、この発言は昇進試験のための面接練習の中でおこなわれており、会社はその責を免れないことは前記(3)の判断と同様である。

よって、平成6年9月24日のY2首席助役のX4に対する発言は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

3 組合掲示物をめぐるY1区長らの言動について

申立人は、分会が、平成6年10月27日、Y1区長らがX1、X4に対して行った脱退慫慂の不当労働行為に抗議する本件掲示物を提出したところ、Y1区長は、同月31日、X3分会長を区長室に呼び出し、その撤去を強要してきたが、これは正当な組合活動に対する支配介入であると主張する。

これに対して、被申立人は、本件掲示物の内容が事実と反するなどして、いたため撤去を求めたものであり、不当労働行為にあたらないと主張する。

第1、6、(1)及び(2)で認定したとおり、分会が、10月27日、本件掲示物を分会の掲示板に掲出したこと及びY1区長が、10月31日午後5時ころ、区長室でX3分会長に「掲示の件だが、外してくれないか」と発言したこと、また、第1、6、(3)で認定したとおり、本件掲示物が、11月中旬ころ、分会によって別の掲示物に張り替えられるまで掲出されていたことが認められる。

このことから考えると、Y1区長の発言は、本件掲示物を外すよう依頼したにすぎないとみるのが相当であり、組合活動に対する支配介入とまではいうことができない。

よって、申立人の主張は採用できない。

4 その他

申立人は、謝罪文の掲示をもとめているが、本件における救済としては主文をもって相当と考える。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成9年5月1日

愛知県地方労働委員会
会長代理 田嶋 好博 ㊞